

当法人は平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人国際協力機構へ組織移行したため、本資料は平成20年4月1日から平成20年9月30日までの期間の実績を記載している。

国際協力銀行の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

② 役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施
(平成20年4月1日施行)

副総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施
(平成20年4月1日施行)

理事 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施
(平成20年4月1日施行)

理事(非常勤) 該当者なし。

監事 該当者なし。

監事(非常勤) 平成20年度における改定なし。

(注1)特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
総裁	千円 13,350	千円 7,266	千円 4,921	千円 1,163 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	*
副総裁	千円 10,575	千円 6,618	千円 2,898	千円 1,059 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事A	千円 8,907	千円 5,574	千円 2,441	千円 892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	◇
理事B	千円 6,126	千円 3,177	千円 2,441	千円 508 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		7月13日	◇

理事C	千円 10,241	千円 5,574	千円 3,775	千円 892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	*
理事D	千円 2,329	千円 2,008	千円 0	千円 321 (特別調整手当) 0 (通勤手当)	7月27日	9月30日	*
理事E	千円 8,907	千円 5,574	千円 2,441	千円 892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事F	千円 10,287	千円 5,574	千円 3,775	千円 892 (特別調整手当) 46 (通勤手当)		9月30日	※
理事G	千円 8,907	千円 5,574	千円 2,441	千円 892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事H	千円 10,382	千円 5,574	千円 3,775	千円 892 (特別調整手当) 141 (通勤手当)		9月30日	※
監事A (非常勤)	千円 3,060	千円 3,060	千円 0	千円 0 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	
監事B (非常勤)	千円 3,060	千円 3,060	千円 0	千円 0 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」:本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役員歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者

「役員出向者」:国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
総裁	24,332	7	4	H20.9.30	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。 なお、支給額のうち、業績勘案率の適用対象は12,706千円。	*
副総裁						該当者なし	
理事A	2,090	1	0	H20.9.30	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	3,135	1	6	H20.9.30	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	2,090	1	0	H20.9.30	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
監事 (非常勤)						該当者なし	

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」:本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役職員歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者

「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

国会で認められた予算の範囲内で厳格に執行管理を行うと共に、更なる業務の効率化等により、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

我が国の対外経済政策・経済協力の遂行を担う当行の業務を適切にこなし得る人材を確保すべく、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準を踏まえつつ、給与水準を決定している。なお、国家公務員の給与動向も踏まえ、人事院勧告を踏まえた給与改定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績をよりの確に給与に反映すべく、成果面の評価と、職員に求められる役割の実践度の評価の二本立てとした人事制度を導入し(平成14年4月)、当該評価を翌年度の賞与及び俸給の昇降給に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給	職員に求められる役割の実践度の評価等を翌年度の俸給の昇降給に反映させている。
賞与	成果面の評価等を翌年度の賞与に反映させている。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成19年度人事院勧告を踏まえ、以下のとおり実施。
 ・扶養親族である子等に係る扶養手当支給額の引き上げ(月額500円)。(参考:国家公務員は平成19年度から実施)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	634人	37.8歳	4,205千円	2,995千円	78千円	1,210千円
事務・技術	629人	37.7歳	4,216千円	3,002千円	79千円	1,214千円
研究職種	該当者なし					
教育職種	該当者なし					
その他職種	5人	54.3歳	2,875千円	2,104千円	9千円	771千円

(注):「その他職種」とは自動車運転手を指す。

在外職員	人 60	歳 38.6	千円 7,801	千円 6,782	千円 0	千円 1,019
------	---------	-----------	-------------	-------------	---------	-------------

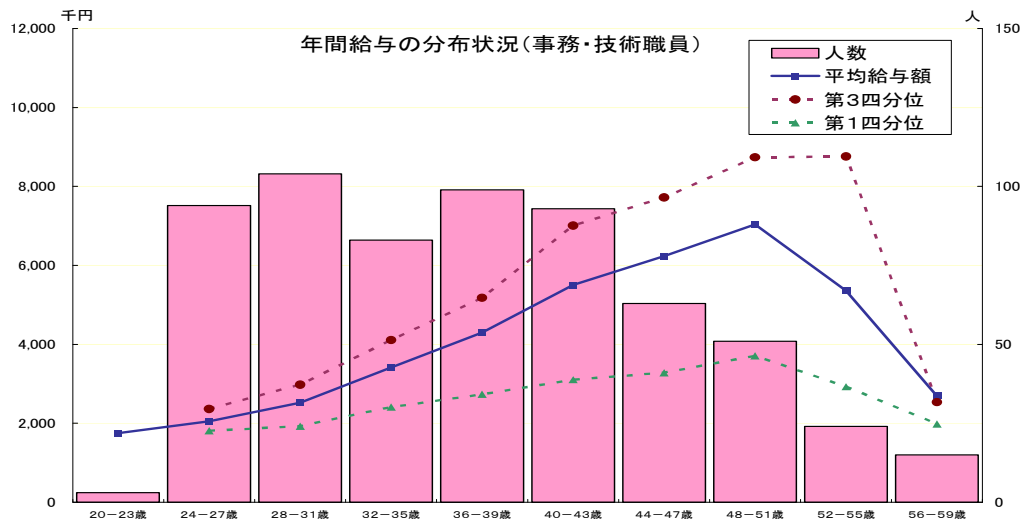
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20-23歳年齢階層については、該当者が4名以下のため、第1・第3分位の折れ線を記載していない。(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
マネジメントバンド	44	50.2	8,510	8,621	8,840
マネージャーバンド	132	43.4	6,645	6,914	7,398
非管理職	453	34.8	2,125	2,892	3,479

注:本法人には「本部課長相当職」・「本部係員」という職位区分がないため、本法人の代表的職位区分に即して掲載した。

③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	マネジメントバンド	マネージャーバンド	非管理職
標準的な職位		部長	次長・課長	調査役・主任
人員(割合)	629	44 (7.0%)	132 (21.0%)	453 (72.0%)
年齢(最高～最低)		56～46	52～38	59～23
所定内給与年額(最高～最低)		6,234～5,460	5,470～3,975	3,778～1,037
年間給与額(最高～最低)		9,057～7,788	7,989～5,384	5,257～1,446

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	0	0	0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	100	100	100
	最高～最低	100	100	100
一般 職員	一律支給分(期末相当)	0	0	0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	100	100	100
	最高～最低	100	100	100

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

平成20年度の年額を算出することができないため、比較することができない。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,270,089	千円 8,627,624	千円 (%) ()
退職手当支給額 (B)	千円 455,671	千円 723,683	千円 (%) ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,120	千円 12,240	千円 (%) ()
福利厚生費 (D)	千円 912,069	千円 1,754,852	千円 (%) ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,643,949	千円 11,118,399	千円 (%) ()

(注)当法人は平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人国際協力機構へ組織移行したことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの期間の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

1. 「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度予算定員879人を基準として、5年間で5%以上の人員削減の取組を行うことを基本としている。

(進捗状況)

基準日の人員数 879名

各年度末の人員数 平成18年度875名、平成19年度871名、平成20年度(上期)871名

各年度末日までの人員純減率

平成18年度0.5%、平成19年度0.9%、平成20年度(上期)

0.9%

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度 (上期)
人員数 (人)	879	875	871	871
人員純減率 (%)		△0.5	△0.9	△0.9

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし